



第1次十和田市国土利用計画（原案） に対する質問と回答

第1次十和田市国土利用計画（原案）について、意見募集を行った結果、市民の皆さんからさまざまな質問をいただきました。主な内容をお知らせします。

Q. 第1次十和田市総合計画との整合性について

- ①計画期間が合致しないのはなぜか？
- ②人口を増やしたい土地利用か、減少することを前提とする土地利用か？

- A. ①国および青森県の国土利用計画の策定を受けて市の国土利用計画を策定しますので、市総合計画の計画年次とは合致しません。
- ②目標年次（平成31年）の人口は、将来の推計値を記載したもので、この推計値を踏まえた上で、市土の利用に関する基本的事項を定める計画です。人口を積極的に増やすという前提に立った計画ではありません。

Q. 第1章と第3章の違いは何か？

- A. 第1章は、基本理念や市土の概要、地域類型別および利用区分別の基本的な方向性を記載しています。これに対して、第3章は、第1章と重複する部分もありますが、第2章で掲げる目標を達成するための具体的な地域別の土地利用などについて記載しています。

Q. ①合併前に作成した旧十和田市と旧十和田湖町の国土利用計画との整合性は？

- ②旧市町における、さまざまな計画のゾーニングや土地利用構想のビジョンが反映されているか？

- A. ①旧十和田市の「第3次十和田市国土利用計画」（平成13年3月策定）と旧十和田湖町の「十和田湖町国土利用計画」（昭和60年3月策定）は、合併による新十和田市の誕生とともに、失効したものとみなされています。しかしながら、本計画における旧市区域においては、旧市計画の「地域別の概要」など、また、十和田八幡平国立公園や自然環境保全に関することなどについては、旧町の計画を参考としています。
- ②旧市町において策定されていた他の計画においても、合併とともに失効となったものとみなされますが、それぞれの総合計画における土地利用構想などについては、参考としています。

Q. 市全体の土地利用の構想図について、提示はないのか？

- A. 本計画は、土地利用に関する方向性を示すものです。土地利用の構想図は、総合計画においてゾーニングの概要を示しており、また個別の具体的な構想図は、それぞれの計画で示されるので、本計画では構想図は作成しません。

今後、青森県と協議・調整を行い、平成22年第1回市議会定例会の議決を経て、計画を策定することになります。

問い合わせ先 企画調整課まちづくり推進係（☎235111内線162）

用語の意味について

第1次十和田市国土利用計画…国土利用計画法に基づき、全国および青森県国土利用計画、十和田市基本構想（第1次十和田市総合計画）に即し、本市の区域における土地の利用に関する基本的事項について定めるもので、都市計画マスタープランや森林整備計画など土地利用に関わる各種計画の基本となるものです。

ゾーニング…土地の自然条件、社会条件などを考慮して、目的、機能、用途に応じて区分することをいいます。